

令和 7 年度 板橋区学力向上専門員（会計年度任用職員）募集要領

1 制度概要

区立学校における、児童・生徒の基礎学力の確実な定着、学級の安定化や個に応じた学習の推進を図るため、一定の要件を備えている者を選考のうえ学力向上専門員（会計年度任用職員）に任用し、区立幼稚園、小学校及び中学校に配属しています。

【職務内容】

- 個別学習・グループ学習の指導
- 学校独自のティームティーチング、少人数指導実施の支援
- 放課後や休業期間中等の補習授業、児童・生徒への支援
- 学級担任の補助
- その他教育委員会が特に認める業務

2 受験資格

教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に基づく免許状（養護及び栄養教諭を除く）を取得している者で地方公務員法第 16 条の各号に該当しない者。

3 任用日

令和 7 年 6 月 1 日

4 採用予定者数

若干名

5 申込期限

郵 送：令和 7 年 5 月 15 日（木）必着

持 参：令和 7 年 5 月 15 日（木）17 時まで

6 受験申込

上記期間内に、次の書類を持参または郵送で、指導室 学習支援係まで提出してください。

- (1) 学力向上専門員（会計年度任用職員）採用選考申込書
- (2) 課題論文（添付されている用紙を使用すること）
- (3) 110円切手を貼付し、申込者の住所・氏名を記入した長形3号（23.5cm×12cm）の返信用封筒

※ 申込書類につきましては、返却いたしませんので御了承下さい。

7 選考内容

(1) 第一次選考

- ① 書類、資格審査
- ② 課題論文（800字程度）

※ 申込み時に提出していただきます。

(2) 第二次選考

第一次選考合格者に対し、面接を実施します。

8 選考結果発表

(1) 第一次選考発表

令和7年5月16日以降に通知書を送付します。（申込者全員に通知します。）

※ 第一次選考合格者には、第二次選考（面接）の日程をお知らせします。

※ 第二次選考（面接）は令和7年5月21日～令和7年5月22日を予定しています。

(2) 第二次選考発表

令和7年5月23日以降に通知書を送付します。（面接を受けた方全員に通知します。）

※ 内定者（第二次選考合格者）には、任用の手続きをお知らせします。

9 任用手続

内定者には、教員免許状の写し、誓約書、通勤届、健康診断書など、任用に必要な書類を提出していただきます。任用日前日までに必要書類が確認できない場合は、内定を取り消します。

また、資格を欠いていた場合や学力向上専門員としての適性を欠くことが明らかになった場合も内定を取り消します。

10 雇用期間

令和7年6月1日から令和8年3月31日まで

※ 原則1カ月間は条件付採用期間となります。

11 勤務場所

板橋区立の中学校

※ 配属先は、板橋区教育委員会事務局 指導室長が決定します。

12 勤務条件

(1) 勤務日数

年224日（1日4時間勤務6日を含む） ※4月1日雇用開始の場合

※ 月15日から20日の間で月別の勤務日数を基準化しています。

※ 各月の勤務日数の割り振りは、各学校により変更することがあります。

(2) 勤務時間

1日5時間45分（原則8：15～15：00 ※休憩を含む）

※ 勤務時間の割振りは、8：15～16：45の範囲において各学校により変更することがあります。

※ 土曜授業等のため、年6日間程度の4時間勤務が割り振られることがあります。

(3) 報 酬

時給・・・2, 190円

※ 勤務日数に応じた額を、原則として翌月15日に金融機関口座に振込みます。

※ 賞与あり。ただし、基準日の設定あり

(4) 交通費

交通機関等を使用して通勤する場合には、交通費が支給されます。

※ 通勤距離、通勤方法などに一定の制約があり、支給対象とならない場合もあります。

(5) 旅 費

出張した場合、実費額が支給されます。

(6) 社会保険

健康保険、厚生年金及び雇用保険に加入します。

(7) 休暇関係

年次有給休暇、慶弔休暇（有給）、夏季休暇（有給）等が付与されます。

(8) 公務災害補償

公務上の災害又は通勤による災害については、所定の手続きの後、認定された場合は補償されます。

【 参 考 】

地方公務員 第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

板 橋 区 教 育 委 員 会 事 務 局

173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号

指導室学習支援係 電話 03-3579-2615

板橋区ホームページ <http://www.city.itabashi.tokyo.jp/>